

生活道路における法定速度の引き下げについて

令和8年9月1日から、生活道路における法定速度が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられます。

- ◆ 現在、速度規制の道路標識がない一般道路において、法令上の最高速度は原則として60km/hと規程されており、中央線や中央分離帯などが生活道路においても、この規程が適用されています。

今回の法改正は、速度規制の道路標識が設置されおらず中央線等がない生活道路において、交通の安全を確保し交通事故を抑止するため、法定速度を30km/hに引き下げるものです。

▲注意▲

道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が40km/hに指定された中央線のない道路では、最高速度は法定の30km/hではなく、指定の40km/hとなります。



謹賀新年

新年あけましておめでとうございます
皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また平素より警察業務に関して多大なるご協力を賜りまして誠にありがとうございます。本年も「日本一安全な杵築市・日出町」の実現に向けて署員一丸となって取り組んでまいりますので皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

杵築日出警察だより

令和8年
1月号

発行
杵築日出警察署
☎ 0977-72-2131

1月10日は「110番の日」

◎ 110番通報のポイント

- | | | |
|--------------|--------|-----------------|
| 1 なにが起きたのか？ | 2 場所は？ | 3 いつごろ起きたのか？ |
| 4 犯人は？どの方向へ？ | 5 被害は？ | 6 あなたの名前・電話番号は？ |



◎ いたずらや間違い、相談の110番通報が増えています！

110番は、緊急の事件・事故専用ダイヤルです。
ご相談は、警察相談専用電話「#9110」へ
お問い合わせは、お近くの警察署へ連絡してください。



◎ 110番の仕組み

110番は、大分県庁舎内の警察本部にある通信指令センターに繋がります。受理をする警察官が話を聞きながら、同時に別の警察官が警察署やパトカーに指令をしています。慌てずに落ち着いて警察官の質問に答えてください。

◎ 場所特定の方法

警察官が現場に向かうためには、場所の特定が必要です。

- 付近の店舗名や個人の家の表札名
- 電柱の番号表示（横：3つの数字、縦：カタカナと3つの数字）
- バス停名や交差点名
- 高速道路や主要幹線道路の路肩設置のキロポスト表示
- 携帯電話の緯度・経度情報
- 携帯電話の位置情報（GPS機能）で110番通報の発信地が特定できる場合があります。



～電柱（イメージ）～